

令和9年企画展シアター映像制作業務仕様書

1 業務名

令和9年企画展シアター映像制作業務

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月2日（火）まで

4 業務内容

国立広島原爆死没者追悼平和祈念館地下1階企画展示室内で上映する映像作品の制作等を行う。企画展のテーマに沿った被爆体験記を発注者側が選定し、受注者はそれに合わせた映像作品を制作する。

5 映像作品制作

(1) 題材

相生橋に関連する被爆体験記

(2) 内容

体験記の朗読、被爆者証言ビデオ、関連する写真や絵、実写映像、BGM等を効果的に用い、15分前後の映像作品を制作する。

(3) 制作にあたっての条件

ア シナリオについては、テーマに沿ったものを受注者が提案し、両者協議の上決定する。なお、発注者より提案する場合もある。

イ 関連する写真や絵、実写映像、BGM等については、受注者が提案し、両者協議の上決定する。なお、発注者より提案する場合もある。

ウ ナレーション・朗読・テロップについては、日本語字幕及び英語字幕を付加する。字幕のテキストデータは発注者が提供する。また、企画展示室で上映することに鑑み、字幕は来館者が見やすい位置（英語字幕は画面上部、日本語字幕は画面左右）に付加する。

エ メイン映像は企画展示室の中央壁面に投影する。加えて、両端の壁面と2台のプロジェクターを活用し、中央の画面と連動した映像効果も制作・投影する。なお、DVDやインターネット上で公開する映像は中央壁面に投影するメイン映像のみとする。そのため、メイン映像のみで作品として完結するものとする。

(4) 制作及び納品に当たっての留意点

ア 企画・制作段階におけるシナリオの提出

企画・制作段階における構成及び演出の決定は、映像作品としての品質を左右する重要な事項であることに留意し、分かりやすく表現されたシナリオとなるよう留意すること。

着手から完成までの発注者と受注者との協議は5回程度とし、映像とともに任意の様式または別紙1の様式でのシナリオを提出すること。

イ 企画・制作段階における使用画像リストの提出。

画像の使用申請のため、企画・制作段階における使用画像については、画像、タイトル、内容、平和データベースの識別コード、出典を明記したリストを、任意の様式または別紙2

の様式で提出すること。

ウ 撮影

(ア) 撮影は、デジタルビデオ方式の業務用カメラ（放送規格に準拠したもの）により専門スタッフが行うこと。

(イ) 撮影に使用する機種として望ましいものは、次のとおりである。

なお、使用予定の機種が次に掲げる一覧に該当しない場合は、その機種が適するかどうか発注者に確認すること。

【機種一覧】

SONY	XDCAM カムコーダ
Panasonic	P2HD シリーズ または EVA1 Varicam シリーズ

(ウ) 撮影時には、カメラのみでなく、音声・照明等にも十分配慮し、総体として映像作品の品質を向上させること。

エ 編集

(ア) 編集は、業務用機材により専門スタッフがデジタル編集・MA作業等を行うこと。

(イ) 映像内容の理解を促進するためナレーションやテロップを入れるとともに、必要に応じてBGMを挿入するなど全体としての雰囲気作りにも配慮すること。なお、ナレーターは男性・女性各1名以上を要する。

(ウ) 映像の概要が固まった時点で、内容の了承が得られた後に試写を行うこと。試写において発注者が不適当と認めるときは、成果物の改変、修正を求めるなど、必要な措置を指示する。

(エ) ビデオサーバーを再起動させた時、自動的に画像送出を始め、リピート再生するよう設定する。尚、これに伴う必要な経費については、すべて受注者の負担とする。

(5) 成果物

ア microSD カード（上映用）

予備も含めmicroSD カード3枚にそれぞれ保存し、提出すること。内訳は、館内上映用2枚（3画面映像）、館外上映用1枚（中央画面のみの映像）。また、館内上映用の動画ファイルはBrightSign5.0で再生可能な状態にオーサリングすること。

・オーサリングソフトは次のURLから無料でダウンロードが可能。

<https://jmsg.jp/products/brightsignxt3series.html>

※もしダウンロードできない場合は祈念館から支給する。

・BrightAuthor ソフトウェアの User Guide は以下のURLから参照が可能。

http://www.jmsg.jp/pdf/media_player/BrightAuthor_UG4.6.pdf

・その他 BrightSign の「製品仕様」「機能一覧」「主な機能」等も上記URLで参照可能。

・ブラウザの検索機能で、「BrightSign TX」と検索キーを入力し検索しても上記URLに到達できる。

動画ファイルの仕様は以下のとおりとする。

(ア) 動画及びオーディオのファイルフォーマット

【記録メディア】

microSD カード	exFAT フォーマット
-------------	--------------

【動画ファイルフォーマット】

サポートコーデック	H264
-----------	------

拡張子	. mp4
最大ビットレート	25Mbps
最大解像度	1920 × 1080

【オーディオ ファイルフォーマット）＊以下のいずれかとする

H264 ビデオに含まれる AAC-LC オーディオ（CBR のみ対応、VBR は非対応） 44. 1kHz, 48kHz
サンプリングレート 48kHz または 44kHz でステレオまたはモノラルの MP3 オーディオファイル（MPEG-1／MPEG-2 ビデオ）
ビデオファイルに含まれる Dolby Digital (AC3) 5. 1ch オーディオ (HDMI または S/PDIF パススルー）（MPEG-2 ビデオ）
WAV

(イ) アスペクト比

1 6 : 9

(ウ) 音声（日本語）

2 ch（ステレオ）

(エ) D F／N D F

D F（ドロップ・フレーム）

(オ) プレーヤーでの動作確認は発注者・受注者、協力して事前検証を行う。

(カ) コンテンツ再生終了後、ループ再生を開始するようプログラムを設定しているので、コンテンツの末尾のブランク設定については、発注者の承諾を得ること。

イ X D C A M

保存用として X D C A M を 1 部提出すること。字幕は読めなくならないよう画質等注意すること。

ウ M P 4 データ

祈念館ホームページ掲載用に、500MB 前後の M P 4 データを提出すること。字幕が判読不能にならないよう、画質等注意すること。

(6) 納入

ア 上記(5)のアの microSD カードは企画展の会場での上映に使用するため、以下を期日とする。尚、納入にあたっては、受注者・発注者の両者の立ち会いの下で行うこととする。

令和 9 年 2 月 1 6 日（火）1 7 時以降 ＊閉館後

イ 上記(5)のイの X D C A M は以下を期限とする。

令和 9 年 2 月 2 8 日（日）1 7 時まで

ウ 上記(5)のウの M P 4 データは以下を期限とする。

令和 9 年 2 月 1 9 日（金）1 7 時まで

6 貸出用 DVD 及び BD ビデオの複製業務

(1) 業務内容

前記 4 (5) イの成果物から貸出用 DVD ・ BD を複製する。

(2) 成果物

映像を複製した DVD ビデオ 3 0 枚（縦長の DVD 用ケース・表紙含む・うち 5 部は英字表記）
及び BD ビデオ 2 0 枚（縦長の BD 用ケース・表紙含む・うち 5 部は英字表記）

(3) 制作及び納品に当たっての留意点

ア DVD ビデオは家庭用の DVD プレーヤーで観ることができるようにすること。

イ ロゴ、ケース表紙については、発注者の承諾を得たものを採用すること。

発注者が不適当とした場合は校正の後再提出し、発注者の承諾を得ること。

ウ DVD・BD の表紙のうち 5 部ずつを英字表記のものとする（翻訳文字データは発注者から提供する）。

(4) 納入日

令和 9 年 2 月 28 日（日） 17 時まで

7 納入場所

広島市中区中島町 1 番 6 号

公益財団法人広島平和文化センター 国立広島原爆死没者追悼平和祈念館

8 著作権の帰属等

(1) 成果物（制作過程において生じた収録テープ等を含む）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 条）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る制作者の著作権（同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は発注者に帰属する。

(2) 受注者は、成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作者人格権（同法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。

9 報告事項

(1) 委託業務実施計画書を契約締結後速やかに提出し、発注者の承認を受けること（その際、作業内容を十分確認し、無理のない計画をたてること）。

(2) 編集者、ナレーターそれぞれについて、事前に経歴等を提出し発注者の承認を受けること。

(3) 委託業務実施報告書を業務完了後に提出し、発注者の検査を受けること。

委託契約約款第 12 条に定める委託業務実施報告書の提出期限、発注者による検査完了期限は、業務が完了した日から起算してそれぞれ 10 日目、20 日目（ただし、実施報告書を受領した日から起算して 10 日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。ただし、これらの日が 3 月 31 日を越える場合は、3 月 31 日とする。

10 支払期日（期限）及び支払方法

(1) 役務の提供が終了した日から起算して 60 日目に当たる日とする。ただし、発注者の業務の検査後、請求があった日から起算して 30 日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日とする。

(2) 口座振込により支払う。支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、順延期間が 2 日以内の場合には当該金融機関の翌営業日に受注者に支払う。

11 その他

(1) 発注者からの貸与品は、本業務以外で使用してはならない。

(2) 業務完了及び発注者での成果物検査終了後は直ちに貸与品を返却するとともに、業務の過程で複製したデータ等はすべて消去すること。

(3) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上決定する。